

養育費の取決めに



かかる費用を豊川市が補助します

ひとり親家庭養育費確保支援助成金

豊川市では、ひとり親家庭のお子さんの生活の安定と健やかな成長のため、公正証書や調停により養育費の取決めに交わした場合の費用を助成します。

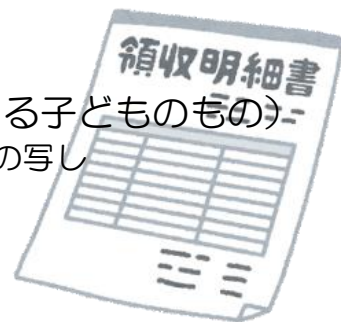
対象者	市内に居住し、助成金申請時に20歳未満のお子さんがあるひとり親で、次のすべてにあてはまる方 ①養育費の取決めに係る経費を負担した方 ②養育費の取決めに係る債務名義を有している方 ③養育費の取決めの対象となる児童を現に監護・養育している方
補助対象	①公証人手数料令に規定する公証人手数料 ②家庭裁判所の養育費請求調停又は夫婦関係調整調停（養育費に関する取決めに含む場合に限る。）申立てに要する収入印紙代 ③養育費請求を含む裁判に要する収入印紙代 ④上記の手続きに要する戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代 ※弁護士費用は対象外です。 ※令和6年4月1日以降に取決めを行い、同日以降に負担した費用が対象です。
助成金の額	助成対象経費の合計額（上限27,000円）
申請期日	公正証書を作成した場合・・・公正証書作成日から1年以内 養育費請求調停で取決めした場合・・・調停成立日または家庭裁判所による審判日から1年以内 夫婦関係調整調停で取決めした場合・・・離婚日から1年以内

■申請・お問い合わせ■

豊川市役所子育て支援課子ども手当係 電話：0533-89-2133
豊川市諏訪1丁目1番地（豊川市役所本庁1階）

【必要書類】

- 戸籍謄本又は抄本（申請者と、申請者が養育している子どものもの）
※児童扶養手当の受給資格がある場合は、児童扶養手当証書の写し
- （児童が市外在住の場合のみ）住民票の写し
- 助成対象経費の領収書等
※宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所、氏名及び領収印のあるもの。
郵便局や官公署発行のものはレシート可。ただし、「いつ」「だれが」「何の目的で」等、
領収書と同等の内容について申請時に確認します。
- 債務名義
※債務名義：公証役場で作成した強制執行認諾約款付公正証書や家庭裁判所で作成した調
停証書、審判所、和解調書等
- 申請者名義の金融機関の通帳など、助成金の振り込み先がわかるもの
- その他、市長が必要と認めたもの



○申請書は窓口で申請時に記入します。事前に準備したい場合は
こちらからダウンロード、記入の上持参してください

【手続きの流れ】

助成金交付の申請（実績報告）

申請期日までに必要書類をそろえて子
育て支援課に申請してください

助成金交付の決定

申請書類を市が審査し、助成金交付決定
通知及び助成金交付請求書を送付します

助成金交付請求書の提出

助成金交付請求書に必要事項を記入し子育
て支援課に提出してください

助成金の交付

助成金を指定の金融機関に振り込みます



詳しくはこちら
市のホームページをご覧ください→

